

# 保全ニュース 九州

第25号 (2009年7月)

## 目次

- 平成21年度九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催
- 保全業務支援システム説明会を開催
- 保全実態調査の入力期限が近づいています。
- 地球温暖化対策の取り組み
- 台風の備えは万全ですか
- 建物の不具合をなくしましょう(ルーフドレン)
- 宮繕事務所たより(長崎宮繕事務所)

## 平成21年度

# 九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催

平成21年6月16日(火)に、九州ブロック官庁施設保全連絡会議を福岡市博多区の福岡建設会館ビルで開催しました。会議は、九州管内の各府省ブロック官署の施設保全責任者を対象に33官署57人が出席されました。

### 会議の内容

- ・国家機関の建築物等の保全の現況について
- ・地球温暖化対策について
- ・建築物の定期点検について
- ・建物の改修等の予算について
- ・PCBの処分について
- ・災害への備えと防災連絡体制について

7月に各地区で、施設保全担当者を対象とした保全連絡会議を行います。今後とも保全に関しましては保全指導・監督室、各宮繕事務所までお気軽にお問い合わせください。



会議風景

今後の地区保全連絡会議の予定日

福岡・佐賀地区	7月10日	長崎地区	7月14日
熊本地区	7月13日	大分地区	7月23日
宮崎地区	7月24日	鹿児島地区	7月15日

# 保全業務支援システム説明会を開催



九州地方整備局研修所 2階  
(九州技術事務所)

今年度も、保全業務支援システム(BIMMS-N)説明会を各府省の皆様を対象に実施しました。

6月5日(金)、6月8日(月)及び6月9日(火)の3日間に延べ21名の方に参加していただきました。

今年度は、保全実態調査についての概要と保全業務支援システムの入力説明、保全実態調査票記入要領、〈簡易中長期保全計画作成機能〉、外に今年度追加機能のCO2排出量集計表作成機能等の説明を行いました。また、あわせて実際にインターネットに接続して、BIMMS-Nの画面を見ていただきながら〈点検記録情報管理〉、〈エネルギー〉機能等操作についての説明と実演も行いました。

各機能については、保全実態調査終了後も利用できますのでご利用ください。今後の保全業務の参考になればと思っています。

お問い合わせにつきましては、保全指導・監督室、各宮繕事務所までお願いします。



説明会風景、実演も行いました。

# 保全実態調査の入力期限が近づいています。

平成21年度保全実態調査の入力期限が近づいています。保全実態調査は、国家機関の建築物の保全の実態を把握し適正な保全に反映させることを目的とし、調査結果は庁舎維持管理費要求単価の作成やその他保全施策を的確に推進する上からも重要な基礎資料になっています。締め切り間際は、保全業務支援システムへのアクセスが混み合い入力にかかる時間も予想されますので早めの入力をお願いします。

締め切り 平成21年7月31日

裁判所、内閣府、法務省、国土交通省  
環境省、防衛省

締め切り 平成21年8月14日

総務省、財務省、文部科学省  
厚生労働省、農林水産省、経済産業省



# 今日からでもできる



## 地球温暖化対策の取り組み

平成20年度官庁施設保全連絡会議にて、「地球温暖化対策の取り組みで実施されている項目がございましたらご紹介下さい。」というアンケートをとりました。

この中から、「今日からでもできる地球温暖化対策の取り組み」の項目をいくつかご紹介したいと思います。

- ・昼休みの消灯の呼びかけ
- ・最寄りの階までは階段利用
- ・長く席を外すときはパソコン電源OFF
- ・使用していない電気機器等の電源OFF
- ・ミスコピー用紙の裏側使用や再資源化の徹底

左記以外に、  
 ・ブラインド・カーテンの活用  
 ・窓、扉を閉めることによるすきま風の進入カットといったものもあります。



がありました。

参考にしていただければと思います。

また、省エネルギー対策を推進することが、地球温暖化対策となります。

ここで、省エネルギーチェックシートの紹介をしたいと思います。(このファイルは、平成21年度九州ブロック官庁施設保全連絡会議にてお渡ししたCDの中に収録してあります。会議に参加されていない方は、保全業務支援システム(BIMMS-N)からもダウンロードできますので活用してください。)

このチェックシートは日頃の省エネルギーへの取組状況等を入力していただくことにより簡易にその成果の評価を行うものであり、併せて、身近な努力による省エネルギーの可能性の余地を定量的に捉えることにより、更なる省エネルギーへの取組を推進していただくことを期待したものです。

これにより、あなたの施設の「省エネ運用度」「省エネ可能性度」「増エネ危険度」がわかります。一度、使用していただくと、おもしろい結果がでるかもしれません。

### ▼省エネルギーチェックシートに入力すると

記入例

省エネルギーチェックシート

[0]建物諸元記入欄

一般事項	建物名称	〇〇省庁舎		
	建物所在地	東京都〇〇区△△1-1-1		
	延べ面積	2000.00㎡		
	官署名	〇〇省△△局□□課	(・管理官署 → 入居官署)	
	官署面積	2000㎡	職員エリア	1500㎡
			来庁者エリア	500㎡
ご回答者	記入年月日	平成17年1月15日		
	記入者氏名	国土 太郎		
	電話番号	0123-45-6789		
	E-mailアドレス	kokudo@mlit.go.jp		
	ファックス番号	0123-45-6789		

省エネチェックシート(記入要領・記入例).pdf、省エネチェックシート入力注意事項.pdfを参照しながら、入力して下さい。

[1]～[5]の質問は管理官署・入居官署の方、共にご回答下さい。

分類	質問項目	回答欄	
		職員エリア	来庁者エリア
[1]照明	Q1. 昼休みに消灯していますか？	1.はい 2.いいえ	1.実施率 80%程度 2.実施率 80%程度
	昼休みの消灯を実施していないか、実施率が100%以外の場合、理由として下記のどれが最も近いですか？ 1. 利用者の協力が得られないから 2. 昼休みも接客があるため消灯は実施できないから 3. その他(理由等)		1
	Q2. 屋外からの採光にあわせて窓際は消灯していますか？	1.はい 2.いいえ	1.実施率 80%程度 2.実施率 80%程度
	窓際の消灯を実施していないか、実施率が100%以外の場合、理由として下記のどれが最も近いですか？ 1. 利用者の協力が得られないから 2. 照明の点滅区分が窓際の消灯に不都合だから 3. 窓面方位が不適切(西面など)またはブラインド使用のため外光のみでは十分な照度が得られ 4. その他(理由等)		3
	Q3. 廊下の照明は間引き点灯していますか？	1.はい 2.いいえ	1.実施率 80%程度 2.実施率 20%程度
	廊下の間引き点灯を実施していないか、実施率が100%以外の場合、理由として下記のどれが最も近いですか？ 1. 利用者の協力が得られないから 2. 点滅系統が間引き点灯に対応していないから 3. その他(理由等)		1

項目なども参考に。



### □あなたの施設の省エネ可能性度

・現在のあなたの施設の省エネ可能性度をエネルギー量とCO<sub>2</sub>排出量・概算金額で示します。

入居者の協力を得て100%の実施率となった場合のさらなる省エネルギー量は、	112,369 MJ/年*
	3,453 kg-CO <sub>2</sub> /年
	150,000 円/年**



# 台風の備えは万全ですか？

数年前、風速 約75mを記録した宮古島に台風災害後の調査に行ったことがあります。大型風力発電装置、電柱等の転倒、気象台風速計や飛行場管制塔窓ガラスの破壊等、壮絶なものでした。

さすがに、沖縄ほどの台風災害はありませんが皆様の庁舎も地域に即した設計条件で、建設されていますので異常気象的状况以外では心配はありませんが……

建設後の時間経過とともに、経年による劣化が始まり、日常の保全は実施していくのですが、建物各部における偏った、または局所的な劣化の進行等により、その性能を発揮出来ない場合もありますので災害に備え点検をお勧めします。

そこで例年の通り、台風災害の予防に関する備えを紹介します。

直前点検の目的は、

1. 強風による施設(機器)劣化部分の、破損、転倒、飛散等の防止
  2. 物の飛散による周辺への二次災害の防止
  3. 強風雨による室内への雨水進入防止
  4. 執務に支障がないような執務環境の保持(停電時の対応や災害への準備等)
- 以上の4点です。

点検を行うためツールとして、平成21年6月16日に開催しました九州ブロック官庁施設保全連絡会議で「台風対策直前点検表(案)」(右図)を資料として配布しています。右図(抜粋)の点検表は建築、電気、機械毎に点検項目(部位)とその項目の点検内容をA4判に纏めたものですので活用してください。それから災害予防に関する相談も、もちろんですが、不幸にして施設が災害を受けたときは、最寄りの保全指導・監督室、各営繕事務所に一報をお願いします。技術的相談を受けさせていただきます。また、今後の地区保全連絡会議でも「台風対策直前点検表(案)」を配布予定ですのでご活用ください。



## 台風対策直前点検表(案)

- 点検目的
1. 強風による破損、転倒等の防止
  2. 物の飛散による周辺への二次災害の防止
  3. 室内への雨水等の進入防止
  4. 執務に支障がないような執務環境の保持
- 以上4点

建築

点検項目	点検内容	チェック欄
1. 陸屋根	①排水状態の良否を点検する。	<input type="checkbox"/>
	②堆積物及びゴミ等の飛散物の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
	③アンテナ、高架水槽等の機器類及び囲い部分の基礎の固定状況を点検する。	<input type="checkbox"/>
	④手すりの脚部固定状況の点検をする。	<input type="checkbox"/>
	⑤防水層の浮き、剥がれ、亀裂の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
2. ルーフドレイン及びとい	①排水状態の良否を点検する。	<input type="checkbox"/>
	②さび及び腐食の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
	③破損及び漏水の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
3. トップライト	①傷、割れ、変形及び破損の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
	②さび及び腐食の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
4. 外壁	①仕上げ材の剥落、浮き等の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>
	②外灯等突出部分の固定状況を点検する。	<input type="checkbox"/>
	③タラップ等の固定状況を点検する。	<input type="checkbox"/>
5. 屋外階段及びバルコニー	①排水状態の良否を点検する。	<input type="checkbox"/>
	②飛散の恐れ、通行の妨げになる物品の有無を点検する。	<input type="checkbox"/>

## 保全講習会をおこなっています。

平成21年6月15日(月)に、福岡高等検察庁の管内国所有財産事務担当者打合せ会の中で、講習会を行いました。「国家機関の建築物の定期点検の実施について」というタイトルで法定点検についての説明と庁舎内を見て回りながら建物と設備機器の機能説明及び保守点検についての説明を行いました。

講習内容

- ①建築物の定期点検について
- ②「映像でみる建築物点検マニュアル」
- ③実地講習 庁舎を回りながらの設備等の機能紹介及び点検ポイント

営繕部では今後も依頼を受けて講習会を実施しますのでお気軽にご相談ください。



設備機器の説明

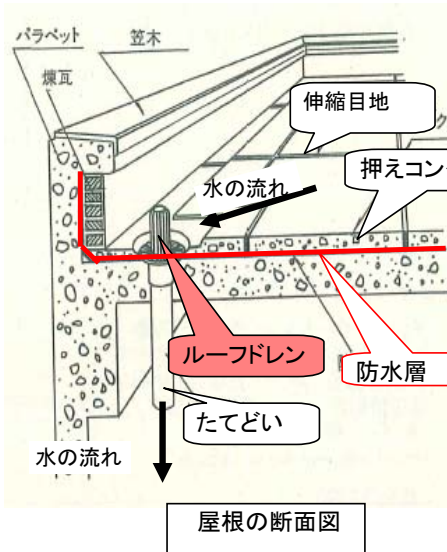


# 建物の不具合をなくしましょう!

(その2)



建物の各部位の紹介とその部位についての保全の注意点についてシリーズでお知らせします。今回は、「ルーフトレン」です。



図は、一般的な鉄筋コンクリート造の建物の屋根の構造です。屋根に降った雨は、ルーフトレンに集まり雨どいを通して排出されます。屋根にたまったごみや木の葉、飛来した土砂などによってルーフトレンが詰まり、屋根に水が溜り雨漏りをおこす原因となります。梅雨や台風シーズンに入りますので、年に一度は屋上の点検とルーフトレンの清掃をお願いします。



## ～営繕事務所だより(13)～ 長崎営繕事務所

《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所(長崎、熊本、鹿児島)及び本局からの情報を紹介しています。今回は「長崎営繕事務所」です。》



### ～PCBの(ポリ塩化ビフェニル)処理について～



高圧トランス



安定器

長崎営繕事務所では、管轄内の施設管理者に対して保全指導業務を実施しています。今年の保全指導の一項目「PCB含有機器等の処分について」を九州管内施設管理者の皆様へも参考になりますので概要を紹介させていただきます。

さて、施設管理者が保管等されているPCB含有機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な廃棄物処理の推進に関する特別措置法」により平成28年7月までに処分をするように決まっています。九州では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、日本環境安全事業株式会社(JESCO)北九州事業所が平成16年12月より操業を開始し、平成27年3月までに処分終了予定になっています。

まず、PCB廃棄物処理をする場合は、機器情報のご登録が必要になります。

現在、北九州事業所では

(1)機器等登録：高濃度で10kg以上のトランス類・コンデンサ類及び高濃度PCB油の登録

(2) (1)以外のPCB汚染物等登録：たとえば安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、その他の登録を行っています。

( (1)の登録は以前より行われていました。また、(2)の登録は、平成21年6月19日より登録を開始しています。 )

処理費用、収集運搬費用等(JESCOは収集運搬は行わない)かなりの金額になりますので、計画的な予算の確保をお願いします。

事業所の処理完了予定が平成27年3月となっており、早めの対応をお願いします。

処分の方法等の詳細についてはJESCOのHPを確認して下さい。

※HPアドレス <http://www.jesconet.co.jp/index.html>

建物の保全等の相談がありましたら、気軽に最寄の保全指導監督室、各営繕事務所までご連絡をお願い致します。

事務局  
九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL 092-476-3539  
FAX 092-476-3488  
Eメールアドレス [tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp](mailto:tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp)

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251  
〒852-8024 長崎市花園町26-11  
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200  
〒862-0971 熊本市大江3-1-53  
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188  
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21